

## 公募説明書

令和8年1月8日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

### 1 公募する趣旨

本契約については、保護第1～3課の地区担当員及び旭川市自立サポートセンターからの支援依頼を受けた事業者が、就労困難者の段階に応じた伴走型の支援を行うことで、就労に向けた意欲・能力を段階的に向上させる業務内容であり、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有している必要があることから、労働者協同組合ケアワーカーズグループ北海道（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、次の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

### 2 担当部局

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市役所総合庁舎5階  
福祉保険部生活支援課制度管理係  
電話 0166-25-9175 FAX 0166-26-7654

### 3 契約概要

#### （1）業務名

旭川市ステップアップ支援プログラム実施業務

#### （2）契約内容

令和7年度と概ね同様の契約内容を予定している。参考として、令和7年度旭川市ステップアップ支援プログラム実施要領及び業務仕様書は別紙のとおり。

#### （3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 応募要件

本契約の受託を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

#### （1）基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 履行執行体制に関する要件

ア 業務を適切に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、その他の民間団体等であること。

イ 本市に事業所を有する者であること。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 令和6年度収支決算書

ウ 納税証明書（市町村税の滞納がないことを証明）

※旭川市物品購入等競争入札参加資格者又は旭川市建設工事等競争入札参加資格者である場合は提出不要

(2) 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

持参すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和8年2月9日までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあっては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあっては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

## 7 その他

- (1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 本業務に係る予算が成立しない場合は、業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合等には仕様を変更することがある。
- (3) その他の本公募に関しての問合せ先 2に同じ。